長崎保険医新聞 2022 年 7 月号

税務・人事労務ワンポイント（ 397 ）

健康保険（協会けんぽ）の被扶養者

社会保険労務士　桂　好志郎

健康保険では、被保険者に扶養されている家族も給付を受けることができます。この家族のことを被扶養者といいます。被扶養者となるためには、一定の条件を満たした人について「被扶養者（異動）届」を提出し、認定を受けることが必要です。

常勤からパートへ移行するスタッフが息子の被扶養者となるための条件を教えてください。

◆被扶養者となるための条件

①主として被保険者の収入により生計を維持されている75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者とならない方）

②対象となる範囲

(1)被保険者と同居でも別居でもよい人

・配偶者

・子、孫および兄弟姉妹

・父母、祖父母などの直系尊属

＊2016年10月から兄姉の同居要件が廃止されています。

(2)被保険者と同居が条件の人

・前掲(1)以外の3親等内の親族（伯叔父母、甥姪その配偶者など）

・内縁関係の配偶者の父母および子（当該配偶者の死後、引き続き同居する場合を含む）

③被扶養者となるための収入条件

年間収入130万円未満（60歳以上または障害者の場合は、年間収入180万円未満）かつ、

・同居の場合：収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満

・別居の場合：収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満

年収130万円未満で被保険者の収入の2分の1以上の場合は、被保険者の収入で生計を維持していると認められれば、被扶養者となることもあります。

対象者が別居している場合は右図をご参照ください。

【図】対象者が別居している場合

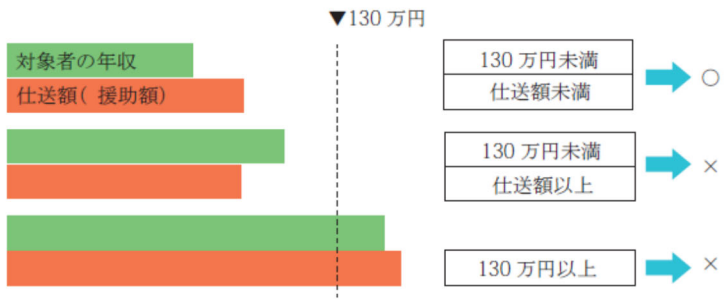

「年間収入」とは？

過去における収入のことではなく、被扶養者に該当する時点及び認定された日以降の年間の見込み収入額のことをいいます（給与所得等の収入がある場合、月額10万8333円以下。雇用保険等の受給者の場合、日額361円以下であること）。

また、被扶養者の収入には、雇用保険の失業等給付、公的年金、健康保険の傷病手当金や出産手当金も含まれますので、ご注意願います。

②収入が同程度の場合は、届出により主として生計を維持する人の被扶養者になります。

◆被扶養者（異動）届の提出

被保険者資格を取得したときに被扶養者がある場合や、結婚や出産で被扶養者が増えたとき、配偶者が就職したとき、被扶養者が亡くなったときなど、被扶養者に異動があったときは、被保険者は、5日以内に「被扶養者（異動）届」を事業主を通じて提出します。

◆共働き夫婦が被保険者の場合の取り扱い

①原則として年間収入の多い人の被扶養者になります。

人事労務管理何でも相談

本紙同封の質問用紙をご利用ください。
FAX：095-825-3893

税務・人事労務ワンポイント

バックナンバーを協会ホームページで公開中

https://www.vidro.gr.jp/one_point/

※無断転載禁止